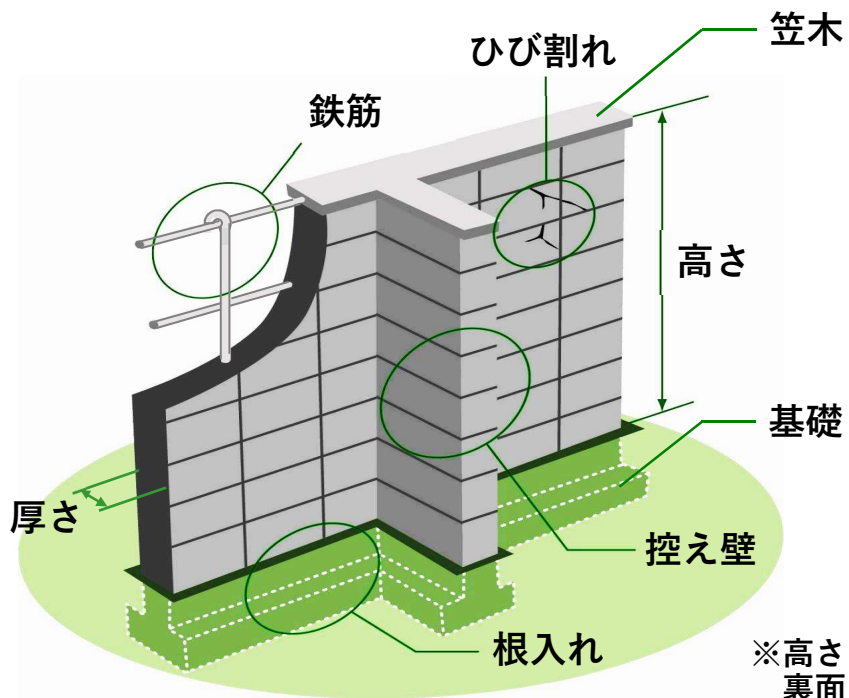


ブロック塀等の安全点検のチェックリスト



※高さなどの基準は裏面をご覧ください。

ブロック塀の点検項目

- 塀は高すぎないか？
 - ・高さは地盤から 2.2m 以下か
- 塀の厚さは十分か？
 - ・厚さは 10cm 以上か（高さが 2m を超える場合は 15cm 以上）
- 控え壁はあるか？（塀の高さが 1.2m 超の場合）
 - ・長さ 3.4m 以下ごとに、塀の高さの 1/5 以上突出した控え壁があるか
- 基礎はあるか？
 - ・コンクリートの基礎があるか
- 塀は健全か？
 - ・塀や笠木に“傾き”や“ひび割れ”、“ぐらつき”などがいないか

組積造の塀の点検項目 （れんが造・石造・鉄筋のないブロック造）

- 塀は高すぎないか？
 - ・高さは地盤から 1.2m 以下か
- 塀の厚さは十分か？
 - ・壁頂までの垂直距離の 1/10 以上か
- 控え壁はあるか？
 - ・長さ 4m 以下ごとに、塀の厚さの 1.5 倍以上突出した控え壁があるか
- 基礎はあるか？
 - ・コンクリートの基礎があるか
- 塀は健全か？
 - ・塀や笠木に“傾き”や“ひび割れ”、“ぐらつき”などがいないか

※次の項目も大事なチェックポイントです！専門家に相談してみましょう

- 鉄筋は入っているか？（※特に塀と基礎や控え壁がそれぞれ鉄筋で十分定着されているか）
- 塀の上に、建物や屋根などの工作物はないか？
- 土圧による塀の傾きはないか？
- 高さが 1.2m 超の場合、基礎の根入れ深さは 30cm 以上か？
- 組積造の場合、基礎の根入れ深さは 20cm 以上か？

ブロック塀等の基準と維持保全の義務

ブロック造の塀や組積造の塀の高さや壁の厚さなどの基準は、以下のとおり建築基準法施行令に定められております。また、所有者や管理者には、維持保全の義務が以下のとおり建築基準法に定められております。安全点検チェックをする際にご確認をお願い致します。

1. ブロック塀等の基準（建築基準法施行令 昭和25年政令第338号）

◇組積造のへい

第61条（組積造のへい） 組積造のへいは、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 高さは、1. 2 m以下とすること。
- 二 各部分の壁の厚さは、その部分から壁頂までの垂直距離の1/10以上とすること。
- 三 長さ4 m以下ごとに、壁面からその部分における壁の厚さの1. 5倍以上突出した控壁(木造のものを除く。)を設けること。ただし、その部分における壁の厚さが前号の規定による壁の厚さの1. 5倍以上ある場合においては、この限りでない。
- 四 基礎の根入れの深さは、20 cm以上とすること。

◇補強コンクリートブロック造の目地及び空洞部

第62条の6（目地及び空洞部） コンクリートブロックは、その目地塗面の全部にモルタルが行きわたるように組積し、鉄筋を入れた空洞部及び縦目地に接する空洞部は、モルタル又はコンクリートで埋めなければならない。

- 2 補強コンクリートブロック造の耐力壁、門又はへいの縦筋は、コンクリートブロックの空洞部内で継いではならない。ただし、溶接接合その他これと同等以上の強度を有する接合方法による場合においては、この限りでない。

◇補強コンクリートブロック造の塀

第62条の8（塀） 補強コンクリートブロック造の塀は、次の各号(高さ1. 2 m以下の塀にあっては、第五号及び第七号を除く。)に定めるところによらなければならない。ただし、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

- 一 高さは、2. 2 m以下とすること。
- 二 壁の厚さは、15 cm(高さ2 m以下の塀にあっては、10 cm)以上とすること。
- 三 壁頂及び基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦に、それぞれ径9 mm以上の鉄筋を配置すること。
- 四 壁内には、径9 mm以上の鉄筋を縦横に80 cm以下の間隔で配置すること。
- 五 長さ3. 4 m以下ごとに、径9 mm以上の鉄筋を配置した控壁で基礎の部分において壁面から高さの1/5以上突出したものを設けること。
- 六 第三号及び第四号の規定により配置する鉄筋の末端は、かぎ状に折り曲げて、縦筋にあっては壁頂及び基礎の横筋に、横筋にあってはこれらの縦筋に、それぞれかぎ掛けして定着すること。ただし、縦筋をその径の40倍以上基礎に定着させる場合にあっては、縦筋の末端は、基礎の横筋にかぎ掛けしないことができる。
- 七 基礎の丈は、35 cm以上とし、根入れの深さは30 cm以上とすること。

2. 建築物の維持保全の義務（建築基準法 昭和25年法律第201号）

◇用語の定義

第2条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 建築物 土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの(これに類する構造のものを含む。)、これに附属する門若しくは塀、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設(鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。)をいい、建築設備を含むものとする。

維持保全

第8条 建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならない。